三市次期基幹情報システム共同利用事業に係る
情報提供依頼（令和８年 11 月版）

前橋市・高崎市・伊勢崎市
情報システム共同利用推進協議会

目　次

１　RFI の目的、背景
（１）目的
（２）背景
　①　協議会の構成
　②　協議会の現在までの取り組み状況
　③　令和８年度からの協議会の取組状況
２　RFI における前提
（１）三市次期基幹情報システム共同利用期間及び規模
（２）RFI（第１回）の位置づけ及び想定している今後の RFI の流れ
　①　第１回 RFI
　②　第２回 RFI
　③　第３回 RFI
（３）データ移行に関する考え方
（４）対象業務システム
（５）対象外とするシステム等
３　RFI における依頼内容
（１）依頼内容の全体像
（２）依頼内容の詳細
　①　業務システム毎の【情報提供依頼】事項
　②　全般的な内容に係る【情報提供依頼】事項
　③　業務システムの機能要件毎の【情報提供依頼】事項
　④　スケジュール案に関する【情報提供依頼】事項
　⑤　コスト最適化に関する【情報提供依頼】事項
　⑥　モダン化に関する【情報提供依頼】事項
　⑦　ガバメントクラウド接続方法に関する【情報提供依頼】事項
　⑧　BPO に関する【情報提供依頼】事項
　⑨　フロントヤードに関する【情報提供依頼】事項
　⑩　公共 SaaS に関する【情報提供依頼】事項
　⑪　システム間連携に関する【情報提供依頼】事項
４　RFI（第１回）の実施スケジュール
（１）RFI に関する質問（様式２）の提出期限
（２）RFI に関する質問（様式２）に対する回答期日
（３）RFI の回答書等の提出期限
（４）提出方法
５　RFI に関する留意事項
６　問合せ先

1　RFI の目的、背景

（1）目的

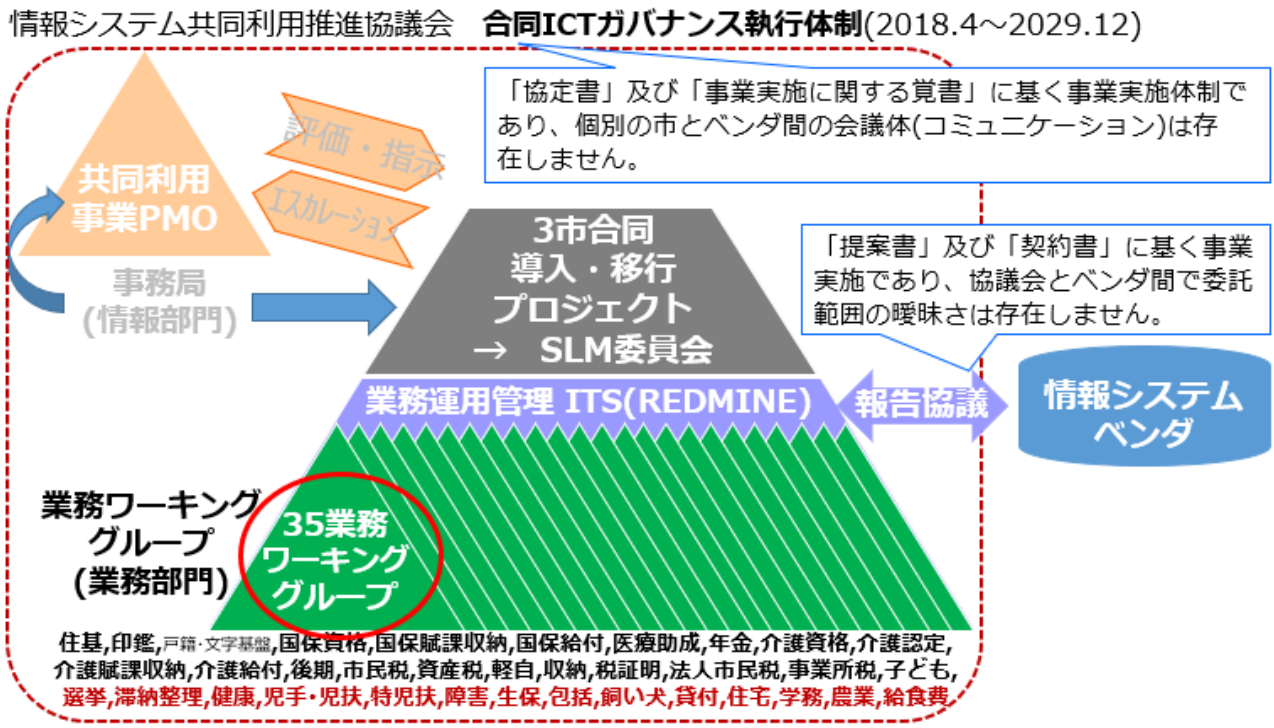
三市（前橋市、高崎市、伊勢崎市）で構成される情報システム共同利用推進協議会（以下「協議会」という。）は、次期基幹情報システムを共同利用する事業に向けて、全体最適化を行い、より効率的で質の高い市民サービスを提供するため、中核市規模団体向けにパッケージシステムを保有等している事業者各位からの情報提供を求めるものです。

（2）背景

①　協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりとなります。

三市情報部門が共同利用事業の全体のマネジメントを担い、業務主管課で構成される３５業務のワーキンググループとともに、合同 ICT ガバナンス体制を推進しています。



② 協議会の現在までの取り組み状況

令和７年度　情報システム共同利用推進協議会　合意書及び報告書　『はじめに』より

本協議会の前身の「三市情報交換会」と「三市合同情報政策研究会」は、平成 23 年６月から平成 27 年３月の間で、住基法改正対応、PaaS 環境利用、社会保障・税番号制度対応等の業務を共同で実施したことにより、各市がコストメリットを得たと同時に、共同利用で必要となる三市の信頼関係の構築と、共同での業務遂行に必要となるスキルを蓄積することが可能となり十分な成果を挙げるに至った。平成 27 年４月からは、行政事務の効率化と住民サービスの向上を目指し「情報システム共同利用推進協議会」を発足した。各市の業務主管課は、基幹情報システム調達に向けそれぞれの業務ワーキンググループの活動過程で、積極的に相互協力関係を築いた。また、ITS を活用して業務遂行上の課題について共同で取り組める環境を整えた。

これら実績の蓄積に基づき、効率的かつ効果的な行政サービスの提供に資する業務システムを運用する業務ワーキンググループと、情報システムのライフサイクルをマネジメントする事務局を両輪に備え、「自治体クラウド事業」と「市民向け通知等プリント委託業務」の２つの事業を軸とした令和２年１月からの共同利用事業の運用として結実している。また、共同利用事業における実績を公開し、総務省や地方公共団体情報システム機構の各検討会、委員会においても報告や提案を行うなど、共同利用事業の意義を広めた。

現在、国の標準準拠システムへの移行作業が順調に進捗しており、効率的かつ統一的な行政サービスを提供するため、三市が連携してシステム移行を進めている。

共同利用している基幹システムは、令和６年 12 月には前橋市と伊勢崎市が、令和７年７月には高崎市が移行完了し、三市すべてが国の標準準拠システムへの移行が完了した。移行後の運用についても各市の運用状況を業務 WG の場で共有を図っており、地域住民に対する行政サービスの向上を図るとともに、事務の効率化にも寄与している。今後は次期情報システムの調達に向けて、三市で検討を進めていく。

更に、競争領域である DX（デジタル・トランスフォーメーション）の活性化及び多様化を目指し、本協議会の活動領域を拡大し事業活動の更なる充実のため、人材育成について検討を重ねていく必要がある。

③ 令和８年度からの協議会の取組状況

事務局は、次期基幹情報システム共同利用事業に向けて、システムや稼働環境、ネットワーク、共通基盤等、調達に必要となる条件を分析・研究を行い、自治体を取り巻く社会情勢や国が目指すデジタル社会の実現に向けた動向を踏まえ、三市共同調達において最適となる調達範囲を整理します。

また、標準化対象外業務については、三市の業務担当者で構成する業務 WG を開催し、共通の機能要件を検討します。

２　RFI における前提

（１）三市次期基幹情報システム共同利用期間及び規模

令和 12 年１月１日～令和 21 年 12 月 31 日（10 年間　※契約主体は各市）

	前橋市	高崎市	伊勢崎市	合計
接続端末数	１，１２０	９５０	７００	２，６５０
利用職員数	１，６００	１，４００	２，３００	３，５００
人口	３２５，９２３	３６３，０９２	２１０，８１６	８９９，８３１
世帯数	１５９，４６４	１７５，７５４	９８，９４０	４３４，１５８

（２）RFI（第１回）の位置づけ及び想定している今後の RFI の流れ

以下のとおりです。なお、第２回以降のＲＦＩについては、現段階で想定するものであり、内容が変更となる場合があります。

①　第１回ＲＦＩ　今回

令和８年１１月のＲＦＩは、事務局主体で実施します。主な目的は、三市の共同利用事業について多くの事業者からの幅広い情報収集を開始するとともに、令和９年３月以降のＲＦＩで効果的な情報収集を行えるよう、三市から公開すべき情報についての意見を収集することです。

②　第２回ＲＦＩ

令和９年３月のＲＦＩは、標準化対象外の業務 WG で作成した機能要件（令和９年２月時点）を用いて実施します。主な目的は、機能要件に対するパッケージの対応度合いを確認するとともに、機能要件についての質問や対案を収集することです。また、各市において必要となる回線、ネットワーク機器、仮想基盤、連携条件等についての質問や対案を収集することです。

③　第３回ＲＦＩ

令和９年７月の最終ＲＦＩは、各業務 WG で作成した機能要件（ＲＦＩの結果反映版）に基づくＲＦＰに係る要求仕様作成のために、概算見積（導入の２年間から運用１０年間の総事業費）と参考スケジュール及び必要に応じてシステムデモにより情報を収集します。また、要求仕様（必須機能の明示、カスタマイズ理由の整理等を機能要件に追記予定）に対する意見及びデータ移行に対する考え方に基づく概算見積（令和１０年度当初予算要求用）の提出を依頼します。

（３）データ移行に関する考え方

本事業におけるデータ移行に関する考え方については、第 2 回及び第 3 回の RFI 時に要求仕様を提示します。

（４）対象業務システム

本 RFI で対象とする業務は、５８業務（別紙「様式４－１、４－２」のとおり）です。なお、一業務一システムではなく、複数の業務をワンパッケージで提供することも想定しています。

（５）対象外とするシステム等

本事業に係る構成要素ではあるものの、本事業（三市次期基幹情報システム共同利用事業）においては、選定・評価の範囲外として取り扱う対象事業は次のとおりです。

・大量印刷受託業務
・データエントリー受託業務
・現行システム側のデータ移行にかかる作業
・オンサイトのオペレータ常駐

3　RFI における依頼内容

（1）依頼内容の全体像

以下に示す◎印が付いた回答様式・資料に基づき、情報提供ください。

◎様式１
（本事業全体に関する情報提供　様式１～様式６.xlsx[以下、様式 XX は同ファイル]）
├◎様式４－１（標準準拠システム毎の情報提供）
├・業務毎の依頼（XX 業務名フォルダ単位）
│　└◎業務毎の別紙「機能・帳票要件」、「帳票詳細要件」
│　（機能・帳票要件の実装オプション機能に対する情報提供　XX 業務名_機能・帳票
│　要件_XX 業務名.xlsx　XX 業務名_帳票詳細要件.xlsx）
│　※「機能・帳票要件」、「帳票詳細要件」については、ホームページへの資料掲
│　載ができないため、情報提供いただく事業者は、下記「６　問い合わせ先」
│　に資料提供をご依頼ください。
├◎様式４－２（標準化対象外システム毎の情報提供）
│　└◎業務毎の別紙「機能一覧」
│　※現行システムの調達時の機能一覧となるため、あくまでも参考としての
│　位置づけとなります。
◎様式２（本事業又は本書記載事項に関する質問）
│
◎様式３（本事業の受託検討に必要な情報や概算見積の積算に必要な情報についての
│　情報提供）
◎様式５（本事業の業務システムに係る他社システムとの連携実績の情報提供）
│
◎様式６（三市自治体クラウド調達事業スケジュールの情報提供）

（２）依頼内容の詳細

①　業務システム毎の【情報提供依頼】事項

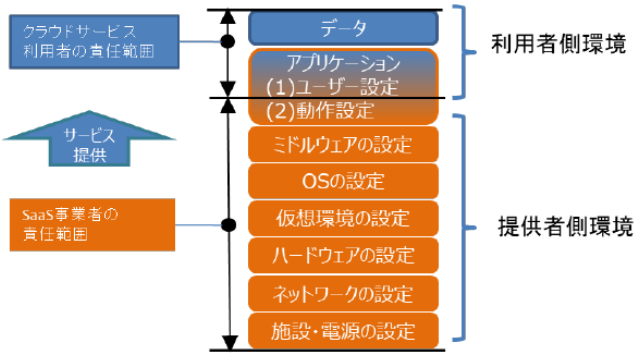
- 三市に提案するパッケージの有（製品名※開発中を含む）・無
- 標準化完了時期
- 提案時点での標準仕様書（システム）の版数・今後の改版スケジュール
- 提案時点での標準仕様書（データ要件・連携要件）の版数・今後の改版スケジュール
- 標準化対象外システムにおける自治体クラウド提供の有（形態）・無
- 提案バージョンの導入実績・開発計画
- パッケージ製品の開発元・開発部署
- 制度改正対応や機能強化を含むパッケージのリリース状況（過去１年間程度）
- ガバメントクラウドの利用の可・否、稼働環境（※クラウド名）、提供方法
- 業務運用サポートの体制（対応部署、連絡手段、受付時間帯、管理手法）
- クライアントへの要求事項
- 標準準拠システムとの連携実績の有（連携システム・連携頻度・実績団体名）・無
- 標準準拠システム以外のシステムとの連携実績の有（連携システム・連携頻度・実績団体名）・無
- 前回調達時の機能一覧に対する意見

②　全般的な内容に係る【情報提供依頼】事項

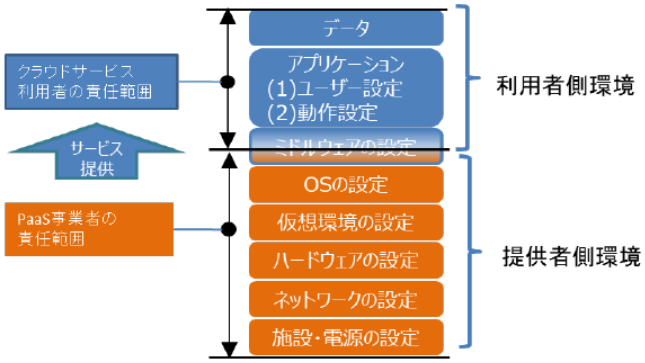
- 三市自治体クラウド収容データセンターの有（所在地の NTT 単位料金区域名）・無
  ※他社所有資産を利用する場合は資産名と所有者（社会インフラの１次側を除く）
- 国が作成するガバメントクラウド利用における推奨構成を踏まえたアーキテクチャに対する考え方・構成例
  ※ガバメントクラウドの構成例をご提供ください。
- 三市自治体クラウド用ＰａａＳ環境の有（仮想化ソフトウェア名及びバージョン）・無
- 中核市規模以上の団体への導入実績の有（導入団体名）・無
- 企業内容開示実施の有（開示場所）・無
- 三市内の営業拠点の有（所在地※予定を含む）・無
- データ連携に対する意見
  - 大量プリント受託事業者への出力フォーマット及び提供手法
  - 住基ネットＣＳ・自治体中間サーバ・コンビニ交付用証明発行サーバとの連携手法
- 導入団体側に設置する業務システム障害時のバックアップ環境に対する意見
- 運用開始までの構築期間を単年度毎の業務委託契約とする場合に対する意見
- 運用で、ＳａａＳは１０年間の業務委託契約（システム毎に月額単価設定）、ただし、支払いは四半期ごととする場合に対する意見

・ 運用で、ＰａａＳは５年間の業務委託契約、ただし、支払いは四半期ごととする場合に対する意見
※前述の「ＳａａＳ」及び「ＰａａＳ」の責任分解イメージは下図にあたる。

図表Ⅱ．１．２－３ SaaS における責任分界



図表Ⅱ．１．２－４ PaaS の設定における責任分界



（出典）総務省　クラウドサービス利用・提供における適切な設定のためのガイドライン
2022 年 10 月　28 ページ、29 ページ

・ マルチベンダにおけるテスト環境（リリース前の検証用環境、及び本番同等の操作練習用環境）に対する意見
・ 本事業においてコンサル委託を行わない方針に伴う次の考え方に対する意見
  - ➢ ＰＭＯは事務局が担う
  - ➢ システム導入運用設計は各業務 WG（三市担当者で構成）が行う
  - ➢ データ移行作業、システム間連携、構築の各フェーズにおいて事務局が積極的に関わる
  - ➢ データ移行設計は各市で行う
  - ➢ 本事業で構築する基盤運用は事務局が行う
  - ➢ 各業務システムの運用は、各業務 WG で行い、データの管理は、各市担当者が行う
  - ➢ プログラムリリース時の変更管理は各業務 WG が行う
・ 本事業においてコンサル委託を行わない方針に対する意見（事業者として受託を検討するにあたってのメリット、デメリット、リスク要因等）
・ 本事業における三市の導入・移行時の体制に対する意見（事業者として受託を検討するにあたってのメリット、デメリット、リスク要因等）
・ 本事業における三市の運用時の体制に対する意見（事業者として受託を検討するにあたってのメリット、デメリット、リスク要因等）

③　業務システムの機能要件毎の【情報提供依頼】事項
・ 業務システム機能の情報提供
※様式４－２（標準化対象外システム）に関しては、現行システムの調達時の機能一覧を

参照の上、情報提供ください。当該機能一覧は、あくまでも参考としての位置づけとなるため、今回の調達仕様となる機能一覧は、今後業務 WG で検討することとします。

・ 標準化対象業務における機能要件・帳票要件に対するオプション機能の実装の有（※予定含む）・無及び意見

④ スケジュール案に関する【情報提供依頼】事項

スケジュール案は、様式６「三市自治体クラウド調達事業スケジュール」のとおり

・ 標準的な導入スケジュールとの乖離の有（懸念される要素）・無

⑤ コスト最適化に関する【情報提供依頼】事項

・ コスト最適化アプローチに関する考え方
・ コスト最適化に対する具体的な取り組み・内容
・ FinOps に関する考え方

⑥ モダン化に関する【情報提供依頼】事項

・ システムモダン化に関する考え方
・ 技術ロードマップに対する考え方
・ 今後５年間の機能拡張に対する考え方

⑦ ガバメントクラウド接続方法に関する【情報提供依頼】事項

・ ガバメントクラウドまでの接続に関する考え方
・ 異なる CSP 間の接続方法、データ連携に関する考え方
・ 国が提供する共通サービス（SaaS）を見据えた接続方法の考え方

⑧ BPO に関する【情報提供依頼】事項

・ 帳票印刷に関する BPO サービスの有（※予定含む）・無及び内容
・ データエントリーに関する BPO 関連サービスの有（※予定含む）・無及び内容
・ その他自治体業務運用改善に資するための BPO 関連サービスの有（※予定含む）・無及び内容

⑨ フロントヤードに関する【情報提供依頼】事項

・ 窓口業務改善に資するためのサービスの有（※予定含む）・無及び内容
・ 標準準拠システム及びその他関連システムへのデータ連携方式に対する意見
・ 書かない・待たない・行かない窓口への対応方針

⑩ 公共 SaaS に関する【情報提供依頼】事項

・ 公共 SaaS に関する考え方

- 住民サービス、フロントヤード、バックヤード、データ連携基盤等サービス群としての範囲・内容
- 公共 SaaS としての拡張性の考え方

⑪　システム間連携に関する【情報提供依頼】事項

- 標準準拠システム同士の連携方法に関する考え方
- 標準準拠システムと標準化対象外システムとの連携方法に関する考え方
- 国が提供する共通サービス（SaaS）を見据えた接続方法の考え方

4　RFI（第１回）の実施スケジュール

（１）RFI に関する質問（様式２）の提出期限

令和８年１２月１１日（金）とします。

（２）RFI に関する質問（様式２）に対する回答期日

令和８年１２月２５日（金）とします。

質問事項の提出に合わせて随時回答します。

（３）RFI の回答書等の提出期限

令和９年１月１５日（金）とします。

（４）提出方法

下記問い合わせ先へメールで提出するものとします。

5　RFI に関する留意事項

- 本依頼の実施をもって、三市が調達を行うことを約束したり、回答者に特別の地位を約束したりするものではありません。
- 資料提供いただいた回答者に対し、必要に応じて、ヒアリングの実施、追加資料の提供を依頼する場合があります。
- 回答いただいた内容については、今後、システムの調達仕様等に反映する場合があります。
- 本依頼書の実施に要する一切の費用は、回答者の負担とします。
- 提出された資料は、返却しません。
- 本依頼書に係る情報は、回答者から三市への情報提供を行うために利用し、第三者への開示や他の用途への流用は行いません。
- 提出された情報は、三市の次期基幹情報システム共同調達に係る計画及び国が実施する各種調査への対応資料としてのみ利用し、他の用途には利用しません。

6　問合せ先

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目 12 番 1 号
前橋市・高崎市・伊勢崎市情報システム共同利用推進協議会 事務局
（前橋市情報政策課）
電話　　：027-898-5880
メールアドレス：joukan@city.maebashi.gunma.jp
※CC で以下にも送付お願いします。
（高崎市） jouhou@city.takasaki.gunma.jp
（伊勢崎市） jouhou@city.isesaki.lg.jp